

同和問題啓発ビデオ

部の県でこの様式に準拠した統一用紙を定めている場合が

履歴書・身上書

就職差別をなくすために

統一応募用紙の成立とその趣旨

ビデオ版 25分
税抜価格 30,000円
(C # 6579)

| | | |
|-------|---------|-------------------|
| 生年月日 | 昭和 | 写真貼る位置 (30×40) |
| 本籍 | (満歳) | |
| ふりがな | 都・道・府・県 | |
| 現住所 | | |
| ふりがな | | |
| 連絡先 | □□□-□□ | |
| 保護者氏名 | | |
| | 本人との続柄 | 年齢 満歳 |

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)



製作にあたって

東京都同和教育研究協議会
事務局長 酒井清治

採用側による差別選考をなくし、就職の機会均等を保障するための全国高等学校統一応募用紙が、長く困難な取り組みの中から制定されて20年余が過ぎました。この統一用紙の主旨をあらゆる選考の場で生かすことが、差別選考を生じさせない唯一の解決策といえます。

「早く生徒の進路を決めたい」と考える教師側と「優秀な人材を得たい」との採用側の意向の合致が、差別選考を生み出す土壌になりかねないのが実情で

す。これは単に就職時だけでなく、私立学校への進学や高校進学時の「願書」や「面接」などでの統一用紙主旨違反の事例でもみられます。同時に、そうしたことを見過している行政の実態もあります。

人生の大切な選択の一つである進路決定にあたって差別選考を許したとすれば、著しい人権侵害に加担したことになります。この作品によって、統一用紙制定の経過やその主旨を問い直し、差別選考を許さない、人権の護られる社会に向けて教師も企業人も行政の側も、それぞれの重い責務を考えていただきたいと思います。

作品の内容

最初に、バブル経済の崩壊と急激な円高による不況のもとで就職難が続く中、1994年に労働省主催で行なわれた首都圏の企業の合同説明会の模様を、会場で面接時にどのような事を尋ねられているのか、学生のインタビューを交えながら描きます。また、近年発覚した差別選考に関する事例を紹介し、首都圏での就職差別の実態を表わしていきます。

次に、1969年に広島で相次ぎ発覚した金融関係の企業の差別選考の実態や、大阪で明るみにでた生命保険会社の差別事件を、関係資料や広島県高等学校同和教育推進協議会の先生のインタビューを交えて描いていきます。そして、これらの差別事件に対しての取り組みを紹介し、統一用紙制定までの経緯を検証します。

1973年に統一用紙が制定されても、就職差別は後を絶ちませんでした。熊本での身元調査に関する差別事件や、1975年に発覚した「部落地

名総鑑事件」などを再現映像や資料映像を交えながら描きます。また、地名総鑑事件をきっかけに、国や企業が行なった取り組みもあわせて紹介していきます。

次に、東京をはじめ首都圏での就職差別の現状（早期選考や健康診断・内定後提出する書類などの問題）を、東京都高等学校教職員組合が行なった差別選考の実態調査のグラフや東京都同和教育研究協議会の先生、就職試験を受けた高校生のインタビューを交えながら浮き彫りにしていきます。一方、広島県で1994年度から使用している新しい統一用紙を紹介し、何故新「統一用紙」を作成したのか、その経緯を関係者から聞くとともに、最近東京都内で発覚した差別事件に対する取り組みなども描いていきます。

最後に、教育現場や行政、企業において、改めて統一用紙の趣旨を捉え直すことの必要と、就職差別をはじめさまざまな人権問題の解決のためには、一人ひとりが人権尊重の視点に立ち、具体的行動が求められていることを強く訴えます。

関東営業所 東京都中央区京橋2-4-12 〒104 ☎03-3272-5191
新潟出張所 新潟市東堀前通り六番町 〒951 ☎025-222-3091
関西営業所 大阪市北区曽根崎新地1-13-22 〒530 ☎06-345-9026
広島出張所 広島市中区国泰寺町1-5-31 〒730 ☎082-249-3930
高松出張所 高松市本町11-7 〒760 ☎0878-51-3766
中部営業所 名古屋市中区錦3-24-3 〒460 ☎052-971-0923
九州営業所 福岡市博多区博多駅中央街5-12 〒812 ☎092-473-8541
東北営業所 仙台市青葉区二日町13-26-305 〒980 ☎022-222-7613
北海道営業所 札幌市中央区南一条西7-4 〒060 ☎011-231-1439

●お買い上げは……